

○総務省告示第二百九十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第三十三項及び別表第三号の68の規定に基づき、無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を次のように定める。

令和三年八月二十日

総務大臣 武田 良太

一 無線設備の不要発射の強度の許容値

1 送信状態（搬送波を送信できる状態であつて、かつ送信している状態）又は送信停止状態（搬送波を送信できる状態であつて、かつ送信していない状態）であつて、最大指向方向から七度を超える方向に輻射される不要発射の強度の許容値は、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	測定帯域幅	等価等方輻射電力（一ワットを〇デシベルとする。）
一・〇 GHz を超え二・〇 GHz 以下	1 MHz	(一) 六七デシベル以下
二・〇 GHz を超え三・四 GHz 以下	1 MHz	(一) 六一デシベル以下
三・四 GHz を超え一〇・七 GHz 以下	1 MHz	(一) 五五デシベル以下

10.7 GHz を超え13.75 GHz 以下	1 MHz	(一) 四九デシベル以下
13.75 GHz を超え14.0 GHz 以下	10 MHz	(一) 二五デシベル以下 (注)
14.5 GHz を超え14.75 GHz 以下	10 MHz	(一) 二五デシベル以下 (注)
14.75 GHz を超え21.2 GHz 以下	1 MHz	(一) 四九デシベル以下
21.2 GHz を超え27.35 GHz 以下	1 MHz	(一) 四三デシベル以下
27.35 GHz を超え31.15 GHz 以下	1 MHz	(一) 三五デシベル以下
31.15 GHz を超え60.0 GHz 以下	1 MHz	(一) 四三デシベル以下

注 14.0 GHz を超え14.5 GHz 以下の周波数であつて、中心周波数からの離調が125 MHz 以内の周波数帯において、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

周波数帯	4 kHz の周波数帯域幅当たりの平均電力
中心周波数からの離調が占有周波数帯幅の五〇%を超え一〇〇%以下	搬送波の平均電力から二五デシベル以下
中心周波数からの離調が占有周波数帯幅の一〇〇%を超え二五〇%以下	搬送波の平均電力から三五デシベル以下

2 送信不可状態（搬送波を送信できない状態）であつて、最大指向方向から七度を超える方向に放射される不要発射の強度の許容値は、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	測定帯域幅	等価等方輻射電力（1ワットを0デシベルとする。）
1.0 GHz を超え 2.0 GHz 以下	1 MHz	(一) 六八デシベル以下
2.0 GHz を超え 10.7 GHz 以下	1 MHz	(一) 六二デシベル以下
10.7 GHz を超え 22.2 GHz 以下	1 MHz	(一) 五六デシベル以下
22.2 GHz を超え 60.0 GHz 以下	1 MHz	(一) 五〇デシベル以下

二 受信装置の条件

副次的に発する電波等の限度は前項第二号に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。